

令和6年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
プロモーション映像制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポプロモーション映像制作業務

2 委託業務の趣旨・目的

令和7年（2025年）に開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会。以下「両大会」という。）について、両大会の認知度をより一層向上させるとともに、県民に大会への期待を抱かせ参画を促進することを目的に、プロモーション映像を制作する。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和6年9月20日（金）まで

4 委託業務の内容

両大会の愛称・スローガンや業務の趣旨に基づいた映像企画を提案し、企業・団体等の多様な方々にも活用いただけるプロモーション映像を1種類制作すること。

【愛称】わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

<趣旨> 選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

【スローガン】湖国の感動 未来へつなぐ

<趣旨> 「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

(1) プロモーション映像の概要

テーマ	両大会を知っている人も知らない人も、スポーツに興味のある人もない人も、国内最大級のスポーツの祭典が県内で開催することに期待や高揚感を持ち、観戦やボランティア、デモンストレーションスポーツなど大会への参画を促す。
構成要素（例）	以下は参考とする。構成は企画提案書を基に、実行委員会と協議のうえ決定する。 ・両大会の概要（会期・競技・滋賀ならではの特長など） ・賑わい、盛り上がりのある試合会場の光景（例：地元選手を応援する風景など） ・滋賀ゆかりの著名人からのメッセージ ・スポーツボランティアからのメッセージ ・子ども、障害者、高齢者等、多様な人が大会に関わる様子
映像の尺	3種類の尺を用意すること。（60秒・30秒・15秒）

(2) 編集会議・連絡調整

- ・ プロモーション映像の企画構成やデザインの検討、取材先の選定、進捗状況の報告等を行う編集会議を月に1回以上開くこと。なお初回の編集会議では、実行委員会が指示する企画提案書の修正事項等を反映した企画提案書を提出すること。
- ・ 編集会議では映像のねらい、取材（出演）対象者等について聞き取りを行うほか、番組構成に必要な調整を行うこと。
- ・ 編集会議までに取り扱うべきテーマ等について積極的に企画、提案すること。

(3) 映像制作（取材・出演者調整・撮影・編集・ナレーション撮り等）

- ・ 編集会議の内容に基づき、映像制作に必要な業務を行う。
- ・ 取材（出演）対象者に対して必要な調整（交渉や日程の調整、出演承諾書の作成等）を行い、各回の趣旨を踏まえた取材活動を行うこと。
- ・ 出演者の撮影や、映像に第三者が映りこむ場合は必要な肖像権処理を行うこと。
- ・ 実行委員会が過去に撮影した滋賀ゆかりの著名人の応援メッセージ等を必要に応じて提供する。なおその場合はメッセージ提供者等に対し映像使用の許諾等を行うこと。
- ・ 映像にはナレーションやテロップの挿入、手話通訳のワイプ表示など必要な情報保障を行うこと。なお、ナレーションやテロップは「やさしい日本語」を使用すること。
- ・ 両大会まで長く使用できるよう映像の撮影や編集に工夫すること。

(4) サムネイル画像の制作

- ・ 映像に合った Youtube のサムネイル画像を制作すること。なお、画像の比率は 1280×720 とし、ファイル容量を 2 MB 以下とすること。

(5) その他（映像校正・納品・公開等）

- ・ 校正期間は原則 5 日以上を確保すること。
- ・ 取材（出演）対象者への確認は受託者が行い、校正を行うこと。
- ・ 成果物について、映像および画像データは、電子ファイル（mp4 形式）および電子媒体（DVD-R または BD-R にデータを保存したもの）で 15 枚納品すること。
なお、納品時には映像の概要や制作に込めた想いなどをまとめた説明文（テキストデータ）も併せて納品すること。
- ・ 映像の納品後、実行委員会は Youtube にアップロードする。
アカウント名：わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025【公式】
アドレス：https://youtube.com/@user-tj41e9me9j?si=29HYNx_SYPt5tmuk

5 業務完了報告書の制作および各種納品物の納入場所

業務終了後、速やかに任意様式により業務の実施内容等をまとめた業務完了報告書を提出すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

大津市松本一丁目 2-1

滋賀県大津合同庁舎 5 階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内

6 業務の遂行について

委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき実行委員会と受託者で協議の上、決定する。業務の遂行にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。その他、業務にかかる実施体制について体制図にて報告するとともに、実施スケジュールを実行委員会に提出すること。

7 留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ・ 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む）を実行委員会の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。

※この項については、契約期間の終了後または解除後も同様とする。

(2) 著作権の譲渡等

- ・ 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ・ 委託者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者は、成果物が著作物に該当する場合には、当該成果物の内容を公表する権利を行使しないものとする。
- ・ 委託者は、成果物が著作物に該当する場合は、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意しなければならない。また、委託者は成果物が著作物に該当しない場合は、その成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(3) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令を遵守しなければならない。

8 その他

- ・ 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子データ（.png、.ai）については、必要に応じて実行委員会から無償で提供する。
- ・ 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- ・ 本業務の実施によって得られた動画や写真は、業務終了後も実行委員会ホームページ等において使用することがあるため、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。
- ・ 成果物に関する著作権は、実行委員会に帰属するものとし、実行委員会および実行委員会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作権者人格権は行使しないものとする。
- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を実行委員会に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- ・ 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ・ 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- ・ その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。